

令和 7 年寒川町教育委員会第 3 回臨時会議事日程

令和 7 年 3 月 31 日（月）

午前 8 時 3 0 分頃から

町民センター談話室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

小川 委員、大森 委員

3 議 事

報告第 2 号 専決処分の報告について

議案第10号 寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第11号 寒川町特例補充教員の報酬を定める規則の制定について

議案第12号 寒川町青少年問題協議会条例施行規則の制定について

4 閉 会

報告第2号

専決処分の報告について

寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成15年寒川町教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月31日提出

寒川町教育委員会

教育長 大 川 勝 徳

（参 考）

寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則 抜粋
（教育長に委任する事務等）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会事務局の職員及び県費負担教職員以外の学校その他の教育機関の職員の任免を行うこと。

（教育長の専決処分）

第3条 教育長は、前条第1項に掲げる事務の処理について緊急その他やむを得ない事情により教育委員会を招集する暇がないときは、その事務を専決処分することができる。

2 教育長は、前項の規定により専決処分をしたときは、直近の教育委員会の会議においてその旨を報告しなければならない。

専 決 処 分 書

寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成15年寒川町教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月27日

寒川町教育委員会教育長 大 川 勝 徳

1 事件名

教育委員会事務局職員の人事について

2 専決処分の内容

教育委員会事務局の職員及び県費負担教職員以外の学校その他の教育機関の職員の任免について、次のとおり専決したので、これを報告する。

3 専決処分の理由

緊急その他やむを得ない事情により教育委員会を招集することができなかったため。

令和7年3月31日付人事異動（配置換）

（管理職級）

番号	区 分	氏 名	旧 職 等	備 考
1	配置換(兼務解除)	奥 谷 浩 二	教育政策課課長(兼)文化財学習センター館長	文化財学習センター館長を免ずる

（管理職級以下）

番号	区 分	氏 名	新 職 等	備 考
2	配置換(兼務解除)	原田 雄 一 郎	教育施設給食課（兼）寒川学校給食センター 主査	寒川学校給食センターを免ずる
3	配置換(兼務解除)	松 本 佑 介	教育施設給食課（兼）寒川学校給食センター	寒川学校給食センターを免ずる

令和 7 年4月1日付人事異動（教育委員会への出向者及び委員会内異動者等）

（管理職級）

番号	区 分	氏 名	新 職 等	旧 職 等
1	昇 任	上 村 純 一	学校教育課課長	教育委員会指導主事 学校教育課
2	配置換(昇格)	川 部 雅 人	教育施設給食課課長	学び育成部保育幼稚園課副主幹
3	昇 任	中 嶋 裕 子	寒川学校給食センター所長	寒川学校給食センター主幹
4	配置換(兼務)	岡 野 恵 子	生涯学習課課長（兼）文化財学習センター館長	学び育成部学び推進課課長
5	採 用	佐 藤 礼 奈	教育委員会指導主事 学校教育課	旭小学校
6	採 用	三 浦 隆 司	教育委員会指導主事 学校教育課	旭が丘中学校

（管理職級以下）

番号	区 分	氏 名	新 職 等	旧 職 等
1	昇 任	井 上 貴 律	教育委員会教育施設給食課（兼）寒川学校給食センター副主幹	教育委員会教育施設給食課（兼）寒川学校給食センター主査
2	配置換(機構改革)	山 口 明 子	生涯学習課副主幹	教育政策課副主幹
3	配置換(機構改革)	小 林 秀 満	生涯学習課（兼）文化財学習センター主査	教育政策課（兼）文化財学習センター主査
4	配置換(機構改革)	原 明	生涯学習課主査	学び育成部学び推進課主査
5	配置換	小 林 将 太	教育政策課	都市建設部倉見拠点づくり課（神奈川県）
6	配置換(併任)	浅 場 秀 斗	デジタル推進課(併)学校教育課	企画部デジタル推進課

(管理職級以下)

番号	区 分	氏 名	新 職 等	旧 職 等
7	配置換	荒 井 誓 也	学校教育課	健康福祉部保険年金課
8	配置換	倉 智 裕 美	教育施設給食課	寒川学校給食センター
9	配置換	吉 田 祐 亮	教育施設給食課	町民部町民窓口課
10	配置換 (機構改革)	早 川 萌	生涯学習課	学び育成部学び推進課
11	配置換 (機構改革)	香 月 遥	生涯学習課	学び育成部学び推進課
12	新採用	大 塚 美 涼	教育政策課	新採用
13	新採用	高 木 峻 雅	教育施設給食課	新採用
14	任期付新採用	池 端 郁 子	寒川学校給食センター (兼) 教育施設給食課	新採用
15	任期付新採用	神 林 文 子	寒川学校給食センター	新採用

(再任用職員)

番号	区 分	氏 名	新 職 等
1	再任用更新	長 岡 賢 一	学校教育課
2	再任用新規	内 田 武 秀	学校教育課
3	再任用更新	原 田 健 伸	学校給食センター (兼) 教育施設給食課
4	再任用更新	山 下 かおる	学校給食センター
5	再任用更新	田 村 祐 子	学校給食センター
6	再任用新規	谷 いく子	学校給食センター

令和7年3月31日付人事異動（退職及び辞職）

番号	任免区分	氏 名	旧 職 等	備 考
1	退職	内 田 武 秀	学校教育課副主幹	
2	退職	谷 いく子	寒川学校給食センター	
3	辞職	黄 木 悟	学校教育課課長	町立学校へ
4	辞職	徳永 龍太郎	教育委員会指導主事学校教育課	町立学校へ

令和 7 年4月1日付人事異動（町長部局等への出向）

（管理職級）

番号	区 分	氏 名	旧 職 等	新 職 等
1	町長の事務部局へ出向	石 黒 豊	教育施設給食課課長(兼)学校給食センター所長	町長室（秘書兼特命担当）専任主幹

（管理職級以下）

番号	区 分	氏 名	旧 職 等	新 職 等
1	町長の事務部局へ出向	齋 藤 俊	教育政策課	町長室（倉見拠点づくり担当）主査
2	町長の事務部局へ出向	高 橋 匡 宏	学校給食センター主幹	町民部町民窓口課
3	町長の事務部局へ出向	小 杉 梨 紗	学校教育課	町民部町民窓口課
4	町長の事務部局へ出向	遠 藤 美 佐 子	教育施設給食課	健康福祉部福祉課

議案第 10 号

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 3 月 31 日提出

寒川町教育委員会
教育長 大 川 勝 徳

提案理由

「学校の施設等の目的外利用」の手続きを寒川町公有財産規則で規定される手続きに統一を図るため、寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正を提案する。

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

寒川町教育委員会教育長 大 川 勝 徳

寒川町教委規則第 3 号

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年寒川町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第27条を削り、第28条を第27条とし、第29条を第28条とする。

第7章中第30条を第29条とし、第31条を第30条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>（施設等の目的外利用）</u>	（削る）
<u>第27条</u> <u>学校の施設等の目的外利用につ</u>	（削る）
<u>いては、教育委員会が別に定める。</u>	
（防災の計画）	（防災の計画）
<u>第28条</u> （略）	<u>第27条</u> （略）
（宿日直等）	（宿日直等）
<u>第29条</u> （略）	<u>第28条</u> （略）
2 （略）	2 （略）
（事故の報告）	（事故の報告）
<u>第30条</u> （略）	<u>第29条</u> （略）
（実施規定）	（実施規定）
<u>第31条</u> （略）	<u>第30条</u> （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

寒川町特例補充教員の報酬を定める規則の制定について

寒川町特例補充教員の報酬を定める規則の制定について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 3 月 31 日提出

寒川町教育委員会
教育長 大 川 勝 徳

提案理由

寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年寒川町条例第15号）第29条の規定に基づき、特例補充教員の報酬を定める規則の制定を提案する。

寒川町特例補充教員の報酬を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

寒川町教育委員会教育長 大 川 勝 徳

寒川町教育委員会規則第4号

寒川町特例補充教員の報酬を定める規則

(目的)

第1条 この規則は、寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年寒川町条例第15号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、特例補充教員の報酬について定めるものとする。

(特例補充教員の報酬)

第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号によりパートタイム会計年度任用職員として採用された特例補充教員の報酬は、月額で定めるものとする。

2 条例第18条第1項に定める報酬の額は、同条の規定にかかわらず、月額356,120円とする。

(その他の報酬及び手当)

第3条 前条に定める報酬のほか、特例補充教員に支払うべき報酬、期末手当及び勤勉手当については、条例の定めるところによる。

(協議)

第4条 教育委員会は、この規則を改正するときは、あらかじめ町長と協議するものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第12号

寒川町青少年問題協議会条例施行規則の制定について

寒川町青少年問題協議会条例施行規則の制定について別紙のとおり提案する。

令和7年3月31日提出

寒川町教育委員会

教育長 大 川 勝 徳

提案理由

寒川町青少年問題協議会条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるため提案する

寒川町青少年問題協議会条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月 日

寒川町教育委員会教育長 大 川 勝 徳

寒川町青少年問題協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町青少年問題協議会条例(昭和35年寒川町条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第2項第2号の町及び関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副町長
- (2) 教育委員会委員の代表
- (3) 教育委員会教育長
- (4) 社会教育委員の代表
- (5) 茅ヶ崎警察署長
- (6) 神奈川県青少年担当部長

2 条例第3条第2項第3号の学識経験者は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉関係団体に属する者
- (2) 青少年育成団体に属する者
- (3) 婦人団体に属する者
- (4) 町内の小学校、中学校及び高等学校の校長
- (5) 地域青少年活動の関係者

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。